

●香川県告示第138号

昭和39年香川県告示第53号（農業災害補償法に基づく業務の規模の基準）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
水稲 25アール 略	水稲 25アール <u>（小豆島農業共済組合の区域にあっては、20アール）</u> 略